



三重県公報

令和7年10月1日（水）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
59	三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則	（長 寿 介 護 課）	2
60	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（障 が い 福 祉 課）	2
61	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	（ 同 ）	3

規 則

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年十月一日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第五十九号

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則
三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則（平成十年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（受験資格） 第三条 試験は、第一号及び第二号の期間（受験願書提出の日から試験日前日までの期間を含む。）が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上である者（以下「受験資格者」という。）でなければ受けることができない。 一 （略） 二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間 イ （略） ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十九項</u>に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	（受験資格） 第三条 試験は、第一号及び第二号の期間（受験願書提出の日から試験日前日までの期間を含む。）が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上である者（以下「受験資格者」という。）でなければ受けることができない。 一 （略） 二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間 イ （略） ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十八項</u>に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年十月一日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第六十号

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(従業者) 第三十七条の二 条例第五十条の四第一項第二号の規則で定める者は、指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）に定める者とする。	(従業者) 第三十七条の二
2 (略)	(略)
3 (略)	(略)
(職員) 第三十八条 条例第五十三条第六項の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次項及び第三項に定めるところによる。	(職員) 第三十八条 条例第五十三条第七項の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次項及び第三項に定めるところによる。
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和七年十月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
(利用者等及び職員の健康診断) 第七条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1" data-bbox="213 1722 766 1968"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3・4 (略)	(略)	(略)	児童が通学する学校における健康診断	(略)	乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断	(利用者等及び職員の健康診断) 第七条 (略) 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table border="1" data-bbox="829 1722 1382 1968"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> </table> 3・4 (略)	(略)	(略)	児童が通学する学校における健康診断	(略)
(略)	(略)										
児童が通学する学校における健康診断	(略)										
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断										
(略)	(略)										
児童が通学する学校における健康診断	(略)										

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成

二十五年度三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
(健康管理) 第十条 (略) 2 条例第二十三条第一項の指定児童発達支援事業者は、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>乳児又は幼児に対する健康診査</td><td>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3 (略)	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)	乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(健康管理) 第十条 (略) 2 条例第二十三条第一項の指定児童発達支援事業者は、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>(略)</td></tr> </table> 3 (略)	(略)	(略)	障害児が通学する学校における健康診断	(略)
(略)	(略)										
障害児が通学する学校における健康診断	(略)										
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										
(略)	(略)										
障害児が通学する学校における健康診断	(略)										

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第四条 (略) 2 条例第六条第一項の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(前八条第二項の表及び第三十三条第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 (略) 3 (略) (健康管理) 第八条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄	第四条 (略) 2 条例第六条第一項の居室の基準は、次に掲げるとおりとする。 一・二 (略) 三 前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児(第三十三条第二号において「乳幼児」という。)のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。 四 (略) 3 (略) (健康管理) 第八条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の

に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

(略)	(略)
障害児が通学する学校における健康診断	(略)
乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 (略)

設置者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(略)	(略)
障害児が通学する学校における健康診断	(略)

3 (略)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>